

兵庫地方最低賃金審議会  
第4回計量器・測定器・分析機器・試験機・  
測量機械器具製造業最低賃金専門部会

議事録

令和6年10月1日(火) 9時50分～10時40分	
兵庫労働局 第3共用会議室	
公益代表委員	梅野委員、千田委員、高階委員
労働者代表委員	岩崎委員、黒石委員、田中委員
使用者代表委員	岡村委員、黒田委員、谷口委員
事務局	岡本労働基準部長、安積賃金室長、飯田賃金指導官、 山中労働基準監督官、小川労働基準監督官
(1) 兵庫県計量器等最低賃金に係る改正決定の審議について (2) その他	
議 事 内 容	
<p>○飯田賃金指導官                      ただ今から、第4回兵庫県計量器等製造業最低賃金専門部会を開会いたします。                      本日は、全員が御出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数は充足しておりますことを御報告いたします。                      本日の審議は、議事を公開することとしておりましたが、傍聴希望の申出はございませんでした。                      では、この後の進行につきまして、部会長にお願いいたします。</p> <p>○梅野部会長                      それでは、議事に入ります。                      まず、事務局から参考になる情報等ございますか。</p> <p>○安積賃金室長                      兵庫県の他の専門部会での審議状況について、御報告させていただきます。                      7つの業種で申出がありまして、まず自動車小売業につきましては必要性なしとなり、その他では、輸送用機械器具等製造業につきましてはプラス51円の1,126円で、電子部品等製造業につきましてはプラス51円の1,053円で、鉄鋼業につきましてはプラス51円の1,116円で、あと、塗料製造業につきましてはプラス51円、1,099円となり、いずれも全会一致で結審しております。</p>	

残る業種としましては、この計量器等製造業と今日の午後を予定していますはん用機械器具等製造業が審議中という状況になっております。以上となります。

○梅野部会長

それでは、議題（１）「兵庫県計量器等製造業最低賃金に係る改正決定の審議について」で、前回に引き続き金額審議をします。

前回の労使のそれぞれの主張としては次のとおりです。

前回９月９日の内容ですが、労働者側は 53 円引上げ、1,055 円です。

その理由は、計量器等製造業の特定最賃の優位性というところを考えた場合に、やはり最大限引き上げるべきだという考えです。企業にとっては、人材確保が死活問題であり、優秀な人材を確保するためにも、今回は労働協約下限最大限の 53 円の引上げ、つまり、兵庫県の地賃アップ額 51 円プラス 2 円を主張するというものです。

この金額を影響率でみても、地賃が一気に 51 円上がってしまったため、そこから引き上げて 53 円であっても影響率は変わらないというのもその理由ということでした。

他方、使用者側は 51 円引上げの 1,053 円を主張されました。

これだけ兵庫県の地賃が上がっている中で、我々の業界の中で中小含め様々な企業があり、賃金の上昇に対応するのが非常に厳しい状況である。

賃上げという労働者の声に寄り添って新しい人材を確保することも大切ですが、同じようにお金を使う方法でも、職場環境を変えたり、休日を増やしたりする等、様々な方法で人材を確保する方法もあると考えますということです。

以上のことから、引上げ後の兵庫県最低賃金 1,052 円のプラス 1 円に留める必要があるという考えでありました。

その後、公労、公使で会議を行いました。結論は出ず、今回を迎えております。

以上の内容でよろしいですか。

○労使委員

はい。

○梅野部会長

では、引き続き、金額審議を進めますが、最初に労使それぞれ打合せの時間必要ですか。

○労使各委員

はい、お願いします。

○梅野部会長

では、10 分から 15 分ほどで別室でお願いいたします。

(労使委員それぞれで打合せ)

○梅野部会長

それでは、再開します。

申出をいただいている労働者側委員から理由、引上げ額をお願いいたします。

○黒石委員

労働者側意見としまして、私の方から、説明させていただきます。

冒頭、前回は振り返りますと、私たちは人材確保の観点から優位性というものを最大限発揮していきたいという考えを述べさせていただきましたが、やはりそういったところは変わりません。

ましてや今他の地域、例えば大阪で見ましても、かなりまた上がってきているということがありまして、そういったことで考えた場合にはまた格差が生まれるということがありますが、今回は金額で言いますと、当初は地賃プラス2円ということだったのですが、1円下げまして、地賃プラス1円の52円にさせていただきます。

○梅野部会長

地賃プラス1円の52円となると1,054円になりますね。

使用者側から、金額に関して、御発言はありますか、

○岡村委員

今回当初この専門部会を維持するかどうかという話のときに継続して考えていきたいと思いますというお話がありましたので、そこは尊重して、この部会は存続させるということにしましたが、金額は51円、1,053円だと前回お願いいたしました。

確かに他県、大阪との格差等ありますが、ご存じのとおり、兵庫県は瀬戸内海から日本海まで幅広くあり、それぞれ地域ごとに事情も異なる中で最低賃金アップを乗り越えるという意味では、今日事務局の方から他の部会の回答も開示いただきましたが、プラス51円の1,053円で使用者側としてはお願いしたいと思います。以上です。

○梅野部会長

ありがとうございます。

まだ少し意見が割れていますので、公労、公使でお話ししましょう。

まず、公労で、別室でお願いいたします。

(公労会議、公使会議、労使会議)

○梅野部会長

それでは、再開いたします。

どちらから、お話しいただけますか。

○岡村委員

私の方からさせていただきます。

○梅野部会長

それでは、使用者側の方でお願いいたします。

○岡村委員

今労使で話をしまして、結論としてはプラス 51 円の 1,053 円ということで、合意をいたしました。

前々回、お話のありましたとおり、計量器等の専門部会の今後の在り方は継続して話し合っていきたいと思いますということで、今年に関しましてはプラス 51 円ということで合意に達しました。以上です。

○梅野部会長

ありがとうございます。

労使の意見が一致したということで、本専門部会として、金額改正の意見をまとめます。審議経過は先程のとおりとのことですので、割愛します。

本専門部会での金額改正については、結論が出ました。

報告、答申の手続きに入ります。

必要性の有無についての審議と同様、金額審議においても、7月19日の本審において、専門部会が全会一致で決議した場合は最低賃金審議会令の第6条第5項を適用することを議決しております。

全会一致で改正金額の合意をいただいた場合は、その内容で事務局に部会の報告文（案）及び答申文（案）を作成していただき、答申を行います。

では、まず、全会一致であることの確認を行います。

兵庫県計量器等製造業最低賃金改正内容について、

時間額 1,053 円、引上げ額 51 円

効力発生の日 令和 6 年 12 月 1 日とします。

御異議ございませんか。

○各委員

はい。

○梅野部会長

ありがとうございます。

出席者全員の賛同をいただきました。

本専門部会においては、全会一致により、兵庫県計量器等製造業最低賃金について、時

間額 1,053 円、引上げ額 51 円と決議されたことを確認しました。

事務局でこの内容の報告文（案）、及び答申文（案）の作成をお願いいたします。

○安積賃金室長

はい、では準備をさせていただきますので、しばらくお待ちください。

（事務局が当該文書（案）を準備し、部会長が確認。確認後、報告文（案）を出席者に配布。）

○梅野部会長

では、報告文（案）を確認しますので、事務局は報告文（案）の読み上げをお願いいたします。

○飯田賃金指導官

はい。

（案）

兵庫地方最低賃金審議会

会長 梅野 巨利 殿

兵庫地方最低賃金審議会

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金専門部会

部会長 梅野 巨利

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業

最低賃金の改正決定に関する報告書（案）

当専門部会は、令和6年7月19日兵庫地方最低賃金審議会において付託された兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

公益代表委員 梅野巨利 千田直毅 高階利徳

労働者代表委員 岩崎和人 黒石尚稔 田中祐介

使用者代表委員 岡村剛敏 黒田俊一 谷口幸史

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

兵庫県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

(1)計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(理化学機械器具製造業を除く。)

(2)(1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所

(3) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が  
(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け、賄い、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務

ロ 手作業による小物部品の包装、袋詰め又は箱入れの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,053円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月1日

以上です。

○梅野部会長

ただ今の報告文（案）でよろしいですか。

○各委員

はい。

○梅野部会長

それでは、この報告文（案）から（案）を消したものを正式な報告文とします。

続いて、今回は全会一致での議決ですので、局長あて答申を行います。

答申の準備をお願いします。

○安積賃金室長

はい、準備させていただきます。

（部会長が答申文（案）を確認。答申文（案）を出席者に配布。）

○梅野部会長

では、答申文（案）の読み上げをお願いいたします。

○飯田賃金指導官

はい。

兵庫労働局長

赤松 俊彦 殿

兵庫地方最低賃金審議会

会長 梅野 巨利

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業

最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年7月19日付け兵労発基0719第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金を次のとおり、改正決定すること。

以下については、報告書と同文ですので、省略させていただきます。

○梅野部会長

ただ今の答申文（案）の内容でよろしいですね。

○各委員

はい。

○梅野部会長

それでは、答申文（案）から（案）を削除した正式な答申文をもって、審議会長名で局長あてに答申いたします。

本日労働基準部長に答申文をお渡しいたします。

事務局は準備をお願いいたします。

○安積賃金室長

はい、準備させていただきます。

（部会長から労働基準部長に「答申文」を手交。その写しを出席者に配布。）

○梅野部会長

では、次、議題（2）「その他」です。事務局から説明等何かございますか。

○安積賃金室長

特にございません。

○梅野部会長

では、本日の審議は以上です。

7月19日に兵庫労働局長から必要性有無について、諮問がなされてから、本日まで、専門部会の各委員の皆様と兵庫県計量器等製造業に係る必要性の有無及び金額改正についての審議を重ねてまいりました。

その結果、本日全会一致での結審に至ることができました。

皆様の御努力、審議会運営に対する御協力に対して、御礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、今年の計量器等製造業最低賃金専門部会はこれで終了です。

梅野 巨利

黒石 尚稔

岡村 剛敏